

『注釈日本国憲法(3)』(978-4-641-01798-6)

初版第1刷正誤表

【484 頁 7 行目から 8 行目】

- (誤) その後は褒章条例(明治 14 年太政官布告 63 号)が政令により実施されているが
- (正) その後褒章条例(明治 14 年太政官布告 63 号)が政令により改正されているが

【485 頁 13 行目】

- (誤) また, 第三説
- (正) また, 第二説

【488 頁最終行から 489 頁 1 行目】

- (誤) 私権剥奪法は許されないと解されてきたことも
- (正) 私権剥奪法は許されていないことも